

呉市復興計画検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 呉市は、平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた本市の復旧・復興に向けて呉市復興計画（仮称）（以下「計画」という。）を策定するに当たり、専門的な見地や市民の立場等から幅広く意見を求めるため、呉市復興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(検討事項等)

第2条 委員会は、前条の目的のため、計画策定に関する意見交換を行うものとする。

(開催期間)

第3条 委員会の開催期間は、第1条に規定する目的が完了するまでとする。

(構成等)

第4条 委員会の構成員は、委員会の検討事項に関し知見を有する学識経験者、関係機関、関係団体に属する者、市民等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会に座長及び副座長を置き、座長は構成員の互選により定め、副座長は座長の指名により定める。

3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させることができる。

(運営)

第5条 委員会は市長が招集し、議事の運営は座長が行う。

2 座長が議事に出席できない場合は、副座長が議事を運営する。

(謝金等の支払)

第6条 委員会の会議に構成員又は第4条第3項の構成員以外の者が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金等を支払うことができる。

(議事の公表等)

第7条 復興総室は、委員会の構成員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）を市ホームページ等により公表する。

2 構成員は、委員会で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会は、第1条の目的のために、分野ごとに意見交換を行う必要がある場合は、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 第4条から前条までの規定は、ワーキンググループについて準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは、「ワーキンググループ」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会及びワーキンググループの庶務は、復興総室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月26日から実施する。